

歩切り廃止の達成について

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、平成27年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請し、平成28年4月に全ての地方公共団体が、歩切りを廃止^(※)することを決定し、見直しの進捗状況等について、悉皆調査を平成28年5月に実施。
- フォローアップとして、平成29年10月に、再度端数調整等を行っていることが確認できている197団体に調査を実施。

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が
同額である団体
1,031団体

端数処理等を行
っている団体
297団体

慣例、自治体財政の
健全化等のため「歩切り」
を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1,528団体

端数処理等を行
っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

見直す
方向で
検討中
5団体

見直しを行う
予定はない
3団体

平成28年
12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,598団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**5団体**を含む)

端数処理等を行
っている団体
190団体
端数処理等に変更予定
の**1団体**を含む

見直しを
行う予定
はない
0団体

平成29年
11月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,646団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**2団体**を含む)

端数処理等を行
っている団体
142団体

見直しを
行う予定
はない
0団体

(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。